



22農畜機第1425号

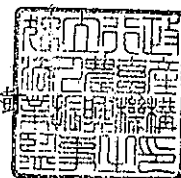
平成22年6月24日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 木下寛之 殿

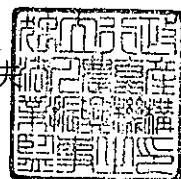
独立行政法人農畜産業振興機構

監事 柳澤茂 樹



独立行政法人農畜産業振興機構

監事 川崎憲 夫



## 監事監査報告書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの業務及び会計経理について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1、監査の方法の概要

監事は、幹部会等重要な会議に出席するほか、各業務担当理事・部長等から業務実績の報告を聴取し、重要な決裁文書等を閲覧し、本部、地方事務所（札幌、鹿児島及び那覇事務所）及び海外駐在員事務所（ワシントン事務所）において業務及び会計の状況を調査し、必要に応じ、業務監査室から内部監査の実施状況及び会計監査人からの会計監査の実施状況の報告を求めました。

なお、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、コンプライアンスの推進を含む内部統制の状況、随意契約見直し計画を中心と

した契約の状況及び情報開示の状況等については、前年度に引き続き特に留意して監査を実施しました。

## 2、監査の結果

監査結果は、次のとおりです。

- (1) 会計帳簿については、記載すべき事項は正しく記載され、財務諸表の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び関係諸法に従い、機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、機構の予算区分に従って、決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 会計監査人である、あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、中期計画、年度計画に沿い、機構の業務実施内容を適切に示していると認めます。
- (6) 役職員の業務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められません。

## 3、留意して監査した項目の監査結果

留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおりです。

### (1) 内部統制の状況及び情報管理の状況について

内部統制に関しては、過去2年にわたりその進捗状況について確認してまいりましたが、今年度監査においては、各部署において内部統制を意識した上でどのような点に重点を置いて取組みを行ってきたか、又、各部署が内部統制上どのようなリスクを認識し、認識したリスクに対してどのようなコントロールを実行もしくは検討しているかを確認しました。その結果、各部署ともに概ねリスクを適切に識別し、それに対して適切なコントロールを実行していることが認められました。

個別事項としては、先ず、コンプライアンスの推進に関しては、昨年度も実施したコンプライアンス認識度アンケートの実施やコンプライアンス関連研修の開催に加え、コンプライアンス推進相談等窓口への相談・通報をしやすくするため「コンプライアンス推進相談等窓口の事務の取り扱いについて」（20農

畜機第1047号)を改定し、匿名による相談・通報が可能であることが明文化されました。さらに、専用アドレスによる「コンプライアンスホットライン」を開設することで、相談・通報手段を多様化したほか、機構内のイントラネットに「コンプライアンスコーナー」を開設し、コンプライアンスに関する情報、関連規程等を掲載することで、役職員のコンプライアンスの認識を深める取組みを行う等、前年度に比してさらに前進した取組みが行われております。

次に、情報セキュリティに関しては、情報セキュリティ対策マニュアルを年度内に2度にわたり改訂し、パソコンのログインパスワードの設定、セキュリティ機能を搭載した機構備え付けUSBメモリー以外の外部記録媒体の使用禁止、情報の格付けと取扱制限の明示方法等を追加、説明会を開催してその徹底を図った後、徹底状況を確認するために自己点検を実施する等積極的な取組みが見られました。

機構が有する18のシステムに関しては、情報セキュリティの面では個別に適切に保護されているものの、機構としてそれらのシステムを統一的かつ横断的に把握ができていなかったことを反省点に、システムの棚卸を行い最終的にはシステム改善計画を作成し、システムの最適化を図る取組みがスタートしました。この取組みは、ITへの対応が内部統制システム構築の上で重要な要素になっており、かつ、内部統制の目的である「業務の有効性・効率性」に極めて密接に関係する点からも時宜を得たものとして評価できます。

また、個人情報保護に関しても、サーバー管理の個人情報へのアクセス制限、紙媒体の個人情報の施錠管理はほぼ徹底されており、その取組みは定着しているものと考えられます。

なお、本部における執務室改修工事により、書類等収納スペースの確保、外部者の来訪時の対応方法の変更等、セキュリティ強化が図られたことにより、情報セキュリティ、個人情報保護はさらに進化していることが窺えます。執務室の改修は、今後2年にわたり段階的に実施される予定ですが、完成後、機構全体の情報セキュリティ対策が大きく進展することを期待します。

独立行政法人における内部統制に関しては、その特性も踏まえた上での目的や必要性に関して研究会が開催され、報告書が作成されておりますが、独立行政法人に対しては昨今、非効率な業務運営等をめぐり、従来にも増して国民から厳しい目が向けられています。正しく、業務の有効性・効率性を目的とする内部統制は、機構にとっても避けて通ることの出来ない課題であり、現状に満足せずさらにその精度アップを図る必要があると考えます。

## (2) 契約の状況

### ① 随意契約の見直しの状況

機構においては、平成18年4月に随意契約等審査委員会を設置する等、従前

から随意契約の適正化に努めてきており、平成19年12月には、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）に基づき、更なる契約の適正化を目指して随意契約見直し計画が策定され、平成18年度実績をもとに、事務所の賃貸借契約及び補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないものを除き、順次競争契約に移行するとしたところです。更に、平成21年11月には「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、機構内に外部有識者等によって構成する契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約の見直しの徹底や後述の1者応札の解消等を図っていくこととしています。

この随意契約の見直しについては、表1のとおり競争性のない随意契約は、平成18年度には件数で59件（シェア44.7%）であったものが、平成21年度では17件（シェア12.7%）にまで減少し、見直しの成果が現れており、これは評価できるものであります。

今後においても、競争性のない随意契約の削減に向けて更なる徹底を図っていくべきものと考えます。

（表1） 随意契約見直しの状況

（単位：件、百万円）

区 分		18年度		19年度		20年度		21年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	競争入札	56	5,502	68	11,569	87	9,279	96	4,059
	企画競争 ・公募	17	257	22	203	31	233	21	201
	小計	<55.3> 73	<88.3> 5,759	<72.0> 90	<95.0> 11,772	<86.1> 118	<94.4> 9,513	<87.3> 117	<89.3> 4,260
競争性のない 随意契約		<44.7> 59	<11.7> 760	<28.0> 35	<5.0> 619	<13.9> 19	<5.6> 567	<12.7> 17	<10.7> 511
合 計		<100.0> 132	<100.0> 6,519	<100.0> 125	<100.0> 12,391	<100.0> 137	<100.0> 10,080	<100.0> 134	<100.0> 4,771

（注）上段<>書は、構成比（%）である。

なお、調達契約ではありませんが、砂糖勘定、でん粉勘定における短期借入金の借入れについても競争契約が実施され、平成21年度の平均借入利率は、同期間のプライムレートに比べ有利な条件での資金調達が行われ、支払利息の縮減が図られているものと考えます。

(参考) 砂糖勘定、でん粉勘定における資金調達平均借入利率

区 分	20年度		21年度	
	砂糖勘定	でん粉勘定	砂糖勘定	でん粉勘定
平均借入れレート	0.619%	0.617%	0.371%	0.459%
短期プライムレート	1.875~1.475%		1.475%	

## ② 1者応札解消の取組み

競争性のない随意契約を見直し競争性のある契約に移行していくと同時に、競争性のある契約方式を採用したとしても、1者のみが応札・応募するというのでは、実質的な競争原理が働かないとの問題意識を契機として、競争によるメリットを十分に享受するとともに、契約手続きの透明性をより高めるとの観点から、機構においては、平成20年9月以降1者応札の可能性のある契約について、次のような措置を講じています。

### ○競争参加者を増やすために講じた措置の概要

- ・公告から入札（応募締切）までの期間を延長する。  
（入札の場合：10日間→20日間、企画競争の場合：20日間→30日間）
- ・公募の周知を図る。
- ・参加資格については、幅広く対象とする。
- ・実施時期を前倒しする。（年度末を避ける）
- ・システムの更新や改修の場合は、現行システム情報を開示する旨を仕様書等で明示する。

この様な取組みの結果、表2のとおり、競争性のある契約件数全体に占める1者応札件数の割合は、平成19年度には30.0%（27件）であったものが、平成21年度では12.0%（14件）にまで改善されているところですが、今後においても、真の競争性・透明性の確保のためにも1者応札解消への取組みの更なる充実を期待します。

(表2) 1者応募の状況

(単位:件)

契約方式	入札・応募者	19年度	20年度	21年度
一般競争入札	1者	14	14	9
	2者以上	39	51	70
	計	53	65	79
指名競争入札	1者	0	0	0
	2者以上	15	22	17
	計	15	22	17
企画競争・公募	1者	13	10	5
	2者以上	9	21	16
	計	22	31	21
合 計	1者	<30.0> 27	<20.3> 24	<12.0> 14
	2者以上	<70.0> 63	<79.7> 94	<88.0> 103
	計	<100.0> 90	<100.0> 118	<100.0> 117

(注)上段&lt;&gt;書は、構成比(%)である。

## (3) 給与水準適正化等の取組み

独立行政法人の給与水準等については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)に基づき、平成19年12月閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、人件費の総額の削減(平成17年度に比べ、平成18年度以降5年間で5%以上の削減)に取り組むこと、また、給与水準については、国民の納得が得られる説明と社会的に理解が得られる水準とすること等が要請されています。

機構では、平成17年から計画的・段階的な給与の引下げを行う等の「給与構造の見直し」の取組みを実施しているほか、新たな人事管理制度として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制等、平成20年度から管理職ポストオフ制度や業務専門職の導入等、相当に厳しい努力が払われています。

このような取組みの結果、役職員の給与、報酬等の支給総額については、表3に示すように毎年確実に減少しており、平成21年度においては、平成17年度実績に比較し13.5%の削減となっており、平成18年度以降の5年間で5%以上削減という整理合理化計画を現時点では大幅に上回る削減となっています。

また、平成21年度における機構の給与水準は、表4のとおり、対国家公務員

(地域・学歴勘案) ラスパイレス指数で107.1(仮集計値)となっており、平成18年度の114.1と比較すると7.0ポイントの低下となっています。このラスパイレス指数を、平成24年度には平成18年度に比較して10ポイント引き下げるといった目標の達成に向けて、今後とも着実に取り組んでいくべきものと考えます。

(表3) 役職員の給与、報酬等支払総額の推移 (単位:百万円)

年 度	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		備 考
			増▲減		増▲減		増▲減		増▲減		
給与、報酬等 支払総額	2,189	2,161	(▲1.3%) ▲28	2,090	(▲3.3%) ▲71	1,992	(▲4.7%) ▲98	1,895	(▲4.9%) ▲97	17'→21' (▲13.5%) ▲294	

(注) 1 退職手当を除いた給与、報酬等の支給総額である。

2 上段( )書は、対前年増▲減率である。

(表4) ラスパイレス指数の推移

年 度	18年度		19年度		20年度		21年度		備 考
			増▲減		増▲減		増▲減		
対:国家公務員 (地域・学歴勘案)	114.1	111.9	▲2.2	110.9	▲1.0	107.1	▲3.8	21年度は仮集計値 18'→21' ▲7.0ポイント	

<中期計画・中期目標(20年度~24年度)>

18年度          24年度  
114.1    →    104.1    (▲10ポイント)

#### (4) 補助事業実施主体の公募の取組み

機構の各種補助事業については、効果的かつ透明性の高い事業の実施ということから、その事業実施主体の選定においても競争性を高めるため、平成20年度予算分から事業実施主体の公募制が導入されました。

この事業実施主体の公募は、

- ・法令等により事業主体が特定されているものや、継続事業であって終期未到来のもの等の公募方式を採用することが適切でない事業を除き、原則として全ての事業を公募により事業実施主体を決定する
- ・事業実施主体は、外部有識者で構成される審査委員会で審査のうえ決定さ

れる

・1者のみの応募の事業であっても審査を行い、評価の結果が基準点に満たない場合は採用しない

というような公正かつ公平な基準のもとで実施されていますが、更に、平成21年度予算分からは新規参入希望者に門戸を広げ競争性を高める観点から、公募要件に定めていた「応募者要件」欄の削除、また、平成22年度予算分からは、応募書の「取組実績」欄を削除する等の取組みを行っています。

今後においても、補助事業実施主体の選定手続きが逐次改善され、より透明性が確保されたものとなっていくことを期待します。

#### (5) 情報開示の状況

「独立行政法人通則法」（平成11年7月16日法律第103号）及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）等により、公開が義務付けられている事項並びに契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められます。

このほか、農畜産業振興機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等のガバナンス等の観点から機構の内規により設置されている各種委員会の議事録等についても、機構のホームページにより積極的に開示されています。

ホームページへのアクセス件数の状況（表5）については、平成21年度実績が637万件となっており、前年度実績に比べ105%と順調に増加しています。今後においても、閲覧者の利用しやすさの向上、情報の充実等を図る等して、更に情報の開示が進展していくことを期待します。

また、平成20年6月からは、メールマガジンの配信を開始し、機構から国民等への情報発信の強化に努めており、このような積極的な取組みは大変評価される所です。配信を開始したばかりではありますが、紙媒体での情報誌の発行部数の増加抑制等を考慮しつつ、認知度を高める工夫を行う等をして、一層充実させていくことを期待します。

(表5) 機構ホームページへのアクセス件数

(単位:万件)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	実 績	実 績	実 績	実 績	計 画	実 績
アクセス数	392	543	670	604	543	<105%> 637